

令和 2年 2月

シティ信金でんさいサービス
ご契約者 各位

大阪シティ信用金庫

記録機関変更記録における提携記録機関の追加について

日頃は、当金庫の「シティ信金でんさいサービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、「シティ信金でんさいサービス」における記録機関変更記録の提携記録機関を追加いたしますのでご案内します。

1. 取扱開始日

令和2年2月10日（月）

2. 追加となる提携記録機関

日本電子債権機構株式会社

3. 記録機関変更記録の概要

提携記録機関の電子記録債権の債権者が債務者の承諾を得て、提携記録機関の電子記録債権を「でんさい」に変更することができます。

これにより、でんさいネットの利用者への債権譲渡や当金庫へでんさい割引を申し込むことが可能となります。

なお、でんさい割引には、当金庫所定の審査があります。

4. 手数料

5,500円（税込み）／1電子記録債権あたり

*当該手数料とは別に、提携記録機関においても手数料を定めている場合があります。

*提携記録機関からの記録機関変更記録申請後に、何らかの事由により記録機関変更記録が不成立となった場合でも、当該手数料は発生いたします。

5. ご利用にあたっての留意事項

(1) 記録機関変更記録により、提携記録機関の電子記録債権をでんさいネットの利用者に直接譲渡することはできません（記録機関変更記録後に譲渡記録を行う必要があります）。

(2) 記録機関変更記録を請求するためには、債権者および債務者双方が、提携記録機関およびでんさいネット双方と、記録機関変更記録が利用可能な契約を締結してお

く必要があります。

(3) 次の事由に該当する場合は、記録機関変更記録を請求することはできません。

- ・債権者および債務者の決済口座（利用契約）のいずれかが、債権者請求方式による発生記録が請求できない場合
- ・記録機関変更記録をすることができない場合
- ・債権金額が日本円以外の通貨である場合
- ・債権金額が1万円未満または100億円以上である場合
- ・債務者または債権者が2人以上である場合
- ・支払方法が分割払いである場合
- ・発生記録に記録されている債権者以外の者が債権者である場合
- ・発生記録に記録されている債務者以外の者が債務者である場合
- ・金融機関営業日以外の日が支払期日である場合
- ・支払等記録、質権設定記録、分割記録、記録機関変更記録、信託の電子記録、強制執行等の電子記録がされている場合
- ・債務者が債権者を発生記録請求ができない者として制限している場合
- ・債権者および債務者のいずれかが、発生記録の請求を制限されている場合
- ・提携記録機関が定める場合

サービス内容の詳細につきましては「[でんさいネットホームページ](#)」をご確認ください。

以 上